

## 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

〇〇（以下「甲」という。）と宮津市（以下「乙」という。）は、気候変動適応法（以下「法」という。）に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、熱中症による市民等の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運用に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### （クーリングシェルターに指定する施設）

第2条 この協定の目的となるクーリングシェルターは、甲が別紙様式「クーリングシェルター指定申請書」を提出し、法に基づくクーリングシェルターとして乙が指定する施設とする。

2 乙は、クーリングシェルターに指定した施設の名称、開放可能日時、受入可能人数等を市民等へ公表する。

### （管理及び運用）

第3条 甲は、気候変動適応法及び同法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合するよう、対象施設を適切に維持管理するものとする。

2 乙は、対象施設がクーリングシェルターとしての市民等の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し改善を申し入れることができる。

### （熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第4条 乙は、宮津市を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、開放可能日時において、事前に指定を受けている施設の共用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における市民等の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとする。

### （変更）

第5条 甲は、指定申請書に記載した内容に変更が生じる場合は、乙に速やか

に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、初年度においては協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日まで、翌年度以降は熱中症警戒情報の運用期間と同様とする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、本協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙が記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市

宮津市長 城崎 雅文